



5高須保第 582 号
令和6年2月29日

催物等の主催者、共催者 各位

高知県須崎保健所長



催物等における食品提供について

平素より、食品衛生の向上にご協力いただきましてありがとうございます。

さて、催物等における食品の調理販売については、一定の条件を満たす場合は、営業許可のない場合であっても、「臨時食品調理販売届」の提出により認めてきたところです。

食品衛生法の改正を受け、令和3年6月から営業許可制度が大きく変わりましたので、これと整合をとるため見直しを行いました。

つきましては、令和6年度から、別添「催物等における食品提供について」のとおり運用しますのでご確認をお願いします。

ご不明な点がありましたら、当所食品保健担当にご相談ください。

記

<主な変更点>

- 1 営利目的の催物等は、対象外としたこと【要営業許可】
- 2 取扱い可能な食品を明確にしたこと
- 3 施設設備要件を明確にしたこと
- 4 提出書類の様式を変更したこと

高知県須崎保健所 衛生環境課
食品保健担当 西山、山本、三谷
0889-42-1999